

03 家具等のリユースを促進します

廃棄物の削減とリユース促進のため、リユースサービス「おいくら」を運営する㈱マーケットエンタープライズと連携協定を締結しました。

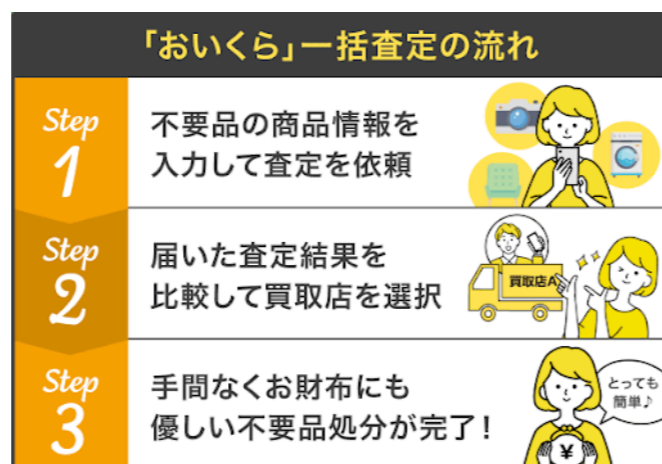
おいくら? とは?

㈱マーケットエンタープライズが運営するリユースのプラットフォームです。不要品を売りたい方が「おいくら」を通して査定依頼すると、全国の加盟リサイクルショップに一括査定依頼され、買取価格を比較することができます。一度の依頼で不要品の買取価格をまとめて比較することができ、買取事業者によっては家の中からの搬出ができる場合もあります。ごみとして捨ててしまう前に、リユースをご検討ください。



詳細はこちら▶

- ✔ 大型や重いものも買取対象です
- ✔ 買取価格を比較して買取店を選べます
- ✔ 最短で当日の引き取りも可能です



菰野町では、町民の皆さまの暮らしに寄り添った行政サービスの充実に努めています。今回、将来に向けた持続可能な取り組みとして、粗大廃棄物の取り扱いを大きく見直しました。

まず、不燃物処理場へ直接持ち込まれる際、そのままの状態を受け入れることといたしました。これにより、これまで皆さまにご負担いただいていた事前の分別や分解の手間がなくなります。

また、戸別収集においては、対象世帯を一部拡大するとともに、立ち会いなしで収集できるよう改め、より利用しやすい制度といたしました。今後は順次対象を広げ、全町民の皆さまにご利用いただけるよう拡充を図ってまいります。

さらに、不要品を捨てずに再使用する「リユース」を促進するため、新たに事業者と協定を締結しました。今後もより住みよい町づくりに取り組んでいきますので、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

菰野町長 諸岡高幸

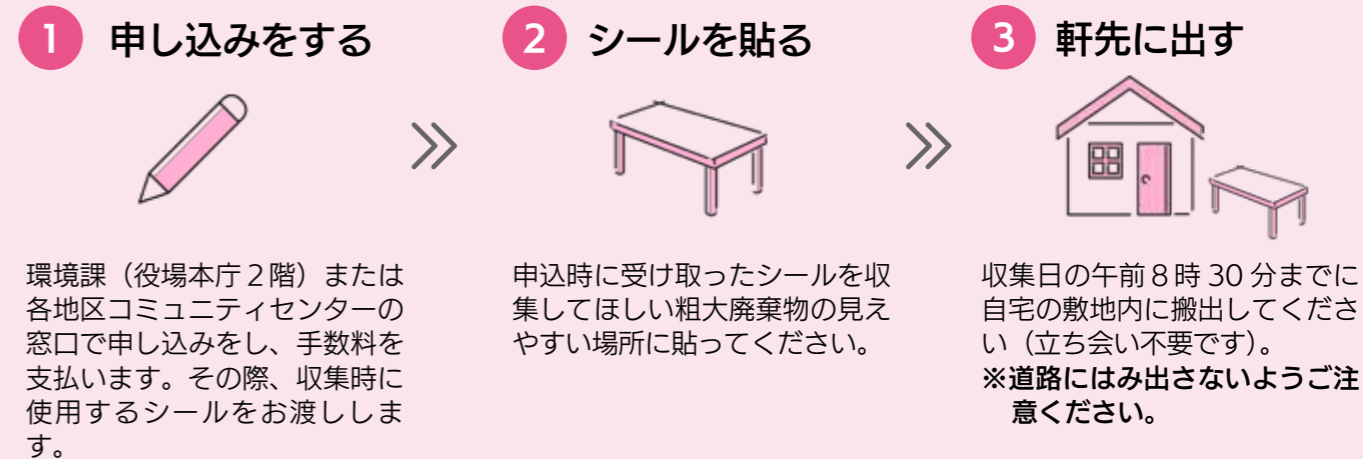
戸別収集の方法が変わります

町では70歳以上の方のみの世帯や、障がいのある方がいる世帯などを対象に、ご自宅へ粗大廃棄物の収集に伺う戸別収集を実施してきましたが、7月1日から制度の一部を見直します。

- ▶ **対象** 下記のいずれかに該当する世帯
- ・65歳以上の方のみで構成されている世帯
 - ・身体障害者手帳交付者(1級、2級)がいる世帯
 - ・療育手帳交付者(A判定、B判定)がいる世帯
 - ・介護保険の要介護認定者(要介護3、4、5)がいる世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳交付者(1級、2級)のいる世帯
- ▶ **手数料** 1点あたり1,100円
(1世帯あたり年間5点まで)

変更のポイント

- **対象世帯を拡大**
「70歳以上の方のみの世帯」から「65歳以上の方のみの世帯」へ、対象の世帯を拡大します。
- **収集方法を変更**
職員がご自宅の中へ入り収集する方法から、ご自宅の軒先に出していただく方法へ変更します。
- **手数料の支払方法を変更**
申込時に手数料を支払う方法に変更します。当日の現金受け渡しなくなり、立ち会いなしでスムーズに粗大廃棄物の収集を行えるようになります。



Q & A

- Q** 申し込みはいつまでに行えばいいですか?
収集希望日の20日前までに申し込んでください。
- Q** 天気の悪い日も収集を行いますか?
雨天でも予定どおりに収集します。濡れても問題ありませんので、ブルーシートで覆うなどの対応は不要です。なお、気象警報発令時は中止させていただく場合があります。
- Q** 自分で軒先まで搬出するのが難しい場合はどうすればいいですか?
申込時にご相談いただければ、申込者ご自身の依頼となりますが、業者等の案内をさせていただきます。また、リユースのサービスを利用することで、買取業者に搬出してもらえますのでご検討ください。
- Q** 回収してもらった廃棄物の品目や数は申込時に決めておく必要がありますか? また、申込後に変更することはできますか?
申込時に品目と点数を記入いただき、点数に応じて手数料をお支払いいただきますので、決めた上で、お申し込みください。なお、申込後に点数の変更をする場合は、再度申し込みをしていただく必要があります。品目のみの変更は、環境課までご連絡ください。